

報告第12号

専決処分の報告について（第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年8月24日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

電気料支払い遅延に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書

電気料支払い遅延に伴う損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月13日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事件発生日時 令和2年6月17日（督促状の受領日）
- 2 損害賠償の相手側 東京都中央区銀座八丁目13番1号  
東京電力エナジーパートナー株式会社
- 3 事件の概要 消防団車庫の電気料金の請求書が未受領であったが、請求額が1,000円未満の場合は、翌月分と合算請求となることから、当該月は千円未満と考えていた。  
しかしながら、督促状が送付され、当該月分の請求書は、相手側において、送付済みであったことを認知した。  
このため、当該月請求額1,115円に対する延滞金（損害賠償額）の支払いとなった。
- 4 損害賠償額 6円